

内閣府規制改革会議（‘08.08.06） —貸金業法の改正の影響について—

株式会社 アーク

代表取締役 本田貢一郎

1. 中小業者が一番困っていること
 - ① 100万円以上の貸付単価の高い事業者ローンの業者は年15%の金利でも、生き残りの可能性はあるとして、前向きな取組をしている業者も何割かはある。しかしながら貸付単価が30～50万円以内の単価の低い消費者ローン業者は年18%の金利では、採算がとれないので、おそらく5年先に生き残っているのは現在の1%以下ではないか。
 - ② 金利が引き下げられた以上に今困っているのは、過払金返還請求があること。過払金返還請求は、予測が立たず、ほとんどの業者が法的対応できないため（弁護士に委任しても、勝訴の見込みはない上、本人訴訟で対処するには、法的知識が不足していること。また、本人訴訟でも時間がかかり過ぎる為、事実上、経済合理性はない）、最高裁 H18 の3判決以後の過払金返還請求運動が急伸して以来、多くの業者が廃業に追い込まれている。周りをみる限り、実際に貸金業をやっていると思われる業者の内8割が4条施行までに回収を終えた上での廃業を考えており、そして2割が4条施行直前まで貸付を行った後廃業し、その後回収を図る業者と見ている。但し、自己資金だけによらず、借入を多く抱えている業者の場合、辞めるに辞められない業者も多いと聞く。そのケースでは早晚破産となろう。
 - ③ 事業者ローンが続ける業者は当然のことながら、貸付単価が高いため、過払金返還請求を受けるリスクはより高い。しかし生き残りの可能性は多少ありそうなので、早めに廃業を進め、別法人を設立し営業をしている業者もいる。但し、小口消費者ローンでは前向きな話は伝わってこない。
 - ④ 政策的に「過払金返還を認めない趣旨」の立法が可能ならば、業者にとってこの大混乱をかなり防ぐことができると考える。その分、利用者に対しても貸し渋りがいくらか緩和できることになるはずである。
 - ⑤ 銀行や株式市場から資金導入をする大手業者の場合、国のその時々政策等により国民の需要に関係なく、融資の緩和や引き締めが起こり得るが、そうした政策の影響をあまり受けない中小業者は、その点で有史以来貴重な役割を果たしてきている

はず。その点でも今回の金利規制は利用者にとって影響は大きいと考える。

2. 今後目指す方向性について

別紙「貸金業のあるべき本来の姿（無担保・無保証ローン）について」をご参照下さい。

3. 過払金返還請求がいかに理不尽であるかについて

- ① 今回の法改正で出資法上限金利が 29.2%→25%位にとどまっていたなら、過払金返還請求運動も今ほどには拡大しなかったのではないかと思われるが、一気に利息制限法金利までに引き下げられることになったため、過激な過払金請求が常態化してしまったと考える。
- ② 今回の法改正は、最高裁 H18 の 3 判決の延長上にあるといえるが、あまりにも理不尽な判決である為、中小業者の多くは急いで回収し、そして廃業することしか選択の余地がなくなってしまった。
- ③ 当社も、上記 3 判決に基づく過払金返還請求多発の為、今期（'07-12）より貸付を中止し、回収のみとし廃業せざるを得なくなったが、過払金返還請求そのものについては法的にみても到底納得などできないため、別紙「最高裁 S43.11.13 判決と H18.1.13 判決の誤り」のような矛盾を指摘して、現在も継続して複数の件数を抱えながら争っている。当社が H18 以前に全面勝訴した例（一審、二審）として別紙資料①、そして、H18 判決後に一部勝訴した例として資料②を添付する。資料②については、一瞬でも空白期間のある前後の取引は各々別個の取引であるとの判示を得ている。それにより消滅時効が別々に進行することから、10 年を経過した過払金返還請求権は消滅していること、そして、10 年未満の取引についてもそれぞれ個別の過払計算となり、過払金が減縮されることとなった。そのような高裁判決を得ている。
- ④ しかしながら、特に「任意性」については以下のような理不尽さがあるにもかかわらず、任意性や 43 条みなし弁済についての壁は厚い。具体的には、別紙「最高裁 S43.11.13 判決と H18.1.13 判決の誤り」の P4 でも述べている通り、最高裁 H2.1.22 判決では「利息制限法の制限額を超えていること、あるいは当該部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない」と判示している。即ち、“法の不知を許さず”というオーソドックスな法の成り立ちの立場を支持しており、借主は利息制限法を仮に知らなくても知っていたものとみなし、錯誤による無効はないとしている。従って錯誤がなければ誤解することがないわけであるがそれに

もかかわらず、H18 判決では任意性についての解釈の変更と称して判例変更の手続きをとらず、「誤解を与えその結果、債務者に事実上強制することになる」と判示しているのは誤った判断であると思えない。この場合、大法廷で判例変更の手続きをとっていれば過払金返還請求もなかったはずである。

- ⑤ このように常識的にみれば誰もがおかしいと思うような理不尽な判決がまかり通るのであれば、真面目に業に取り組んでいる者からみる限り、商道徳や契約自由の原則、自己責任原則、私有財産の尊重などが全く否定されることとなり、社会が混乱し経済がおかしくなってゆくのも当然ではないかと考える。

以上